

特 記 仕 様 書

令和8年度

県単砂防整備工事(馬場・法面復旧工)

急傾斜地崩壊危険区域 東金市 馬場

東金市 東金

千葉県山武土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
 2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記 仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
- なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 作業区分

1. 本工事の作業区分は以下によりものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第 3 条 本工事の目的

本工事は、急傾斜地崩壊危険区域（馬場）において施設点検を実施した結果、吹付モルタルの亀裂や剥落などが確認され、健全度評価も要対策となったことから、劣化した部分の老朽モルタル補修補強を行うことを目的とする。

第 4 条 建設副産物実態調査

1. 共通事項

- （1）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- （2）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理 及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2. 無筋 C o

本工事により発生する無筋 C o は、東金市小野 496-2 地先、片道運搬距離 4.8 km の(有)地引組に運搬し、処分することとする。

上記について、搬出先等これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

第5条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から150日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間
ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

工 種	作業区分	交通整理警備員	備 考
法面工	昼間	1人/日以上	・建設機械等進入時 ・資材搬入時

第7条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
- ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階
法面工	ラス張	ラス張、鉄筋張り付け完了時
増厚工	モルタル吹付 増厚工	カップルボルト、カップルプレート等 設置後

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第2章 材 料

第8条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材料名	提出	検査		摘 要
		品質	数量	
セメント	○			
カップルプレート	○			
カップルボルト	○			
ラス張	○			
硬質塩化ビニル	○			
短繊維	○			
混和剤	○			

第3章 施 工

第9条 施工方法

本工事はのりフレッシュ工法を想定しているが、当工法によらない場合は、監督員と協議すること。

なお、変更工法は受注者により本工事の要求性能を満足し、関係基準及び技術資料に適合することを確認したうえ必要な資料を提出し監督員と協議すること。

第10条 セメント

本工事において使用するセメントは、下表のとおりとする。

用途	種類	規格
吹付用モルタル	普通ポルトランドセメント	配合比 1:4
グラウト	普通ポルトランドセメント	1,230kg/m ³ W/C 0.5~0.55

第11条 仮設工

仮設工は、現場条件を十分把握し安全性、経済性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において、実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 そ の 他

第12条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民等の第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。

第13条 付 則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。また、現場着手前までに現場状況、現地測量及び照査、現況調査（埋設管調査・架空線）は必ず行うこととする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種：法面工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない